

# 平成17年度事業報告

## 第1 はじめに

平成17年度は、社会的には、昨年5月に埼玉県富士見市で発覚したリフォーム詐欺事件をきっかけにして、高齢者や障害者の方々の権利擁護に、成年後見制度が有用な制度であることが、マスコミ等で頻繁に紹介され、法制面では昨年6月に成立した改正介護保険法において、権利擁護事業が必須事業と規定されたことで、本年4月1日に開始した地域包括支援センターの権利擁護事業として成年後見制度の活用が明確に規定され、さらに、昨年11月に成立した「高齢者虐待防止法」においても、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害防止と救済を図るため、成年後見制度が広く利用されるよう規定されることとなった。そして本年10月から業務を開始する日本司法支援センターにおいても成年後見制度が大きく紹介されている。

つまり、われわれがこれまで普及に努めてきた成年後見制度が、権利擁護の最後の砦として、やっと社会的に光を浴び始めた年であった。

このような状況下、当法人はこれまでの事業を見直し、今後の飛躍に繋げるために、足元を固める年となった。当法人が行った主な事業としては、次のとおりである。

- ・後見人の担い手となる会員を大幅に増加するための「入会ガイダンス」の開催
- ・業務報告様式を抜本的見直し、執務支援に重心を移す、「管理」から「支援」への転換
- ・全国各地での「遺言と成年後見の普及事業」及び「成年後見人養成講座」の開催
- ・研修事業の充実
- ・法定後見制度改善提言の作成並びに公表
- ・法人後見事務の充実
- ・会員通信の充実
- ・「実践成年後見」誌の企画
- ・日本成年後見法学会への継続的支援
- ・厚生労働省から委嘱を受けた「市町村における権利擁護のあり方に関する研究会」への委員の派遣
- ・「市民後見人」養成講座への講師派遣
- ・個人情報保護運用マニュアルの策定
- ・効果的財務体制確立のための施策の検討 等

これらすべての事業は、当法人の足腰を強め、ひいては当法人の念願である成年後見制度の普及、そしてわが国の権利擁護事業の発展に、微力ながら寄与したと自負する。

当法人の平成17年度における具体的事業報告は、次のとおりである。

## 第2 平成17年度事業執行状況

### 1. 正会員の募集及び名簿登載の推進

家庭裁判所等からの後見人等の推薦要請に不足なく良質な人材を供給するため、日本司法書士会連合会や各司法書士会の全面的な協力を得て、正会員の入会促進と後見人等候補者名

簿への登載を積極的に推進した。具体的には、日本司法書士会連合会を通じて各単位会に入会促進の依頼と成年後見制度への取り組み強化を要請した。また、初めての試みとして本部主催の入会ガイダンスを実施し、あわせて支部又はブロックにおける入会ガイダンスの開催を呼びかけた。

① 会員数について

平成17年度においては、新たに正会員573名（うち司法書士法人4法人）、賛助会員3名（うち法人2社）の入会、及び、正会員156名（うち司法書士法人なし）の退会が承認された。また、定款第8条1項による退会者は15名である。その結果、平成18年3月31日現在の正会員は3,765名（うち司法書士法人7法人）、特別会員17名、賛助会員13名（うち法人8社）となっている。こうした結果、平成17年度においては、正会員数が402名（うち法人4）の増加と、過去最大の伸び率を示した。

② 後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿の登載者について

平成18年3月31日現在、後見人候補者名簿に登載された者は2,222名（うち司法書士法人6法人）であり、後見監督人候補者名簿に登載された者は2,076名（うち司法書士法人6法人）となっている。ちなみに、両方の名簿に登載された者は2,054名（うち司法書士法人6法人）で、いずれかの名簿に登載された者は2,244名となっている。こうした結果、名簿登載会員数が251名（うち法人4）の増加と、過去最大の伸び率を示した。

2. 諸規則、諸規程等の制定及び改正について

次のとおり、規則、規程及び基準等の制定及び改正を行った。

① 策定、制定した規程・基準等

- ・印鑑監守規程の制定（平成17年5月10日第1回理事会決定）。
- ・個人情報保護運用マニュアルの策定（平成18年3月10日第6回理事会決定）

② 改正した規程・基準等

- ・入会金及び会費に関する規則の改正（平成17年6月18日第6回通常総会決定）、法人後見事務取扱標準報酬規程の一部改正（平成17年9月29日第3回理事会決定）、事務執行規程の一部改正から会費等納入規程（平成18年7月1日施行）、会計処理規程、事務局規程、職員就業関係諸規則（職員就業規則、職員育児休業に関する規則、職員賃金規程までの一部改正（平成18年3月10日第6回理事会決定）。
- ・研修実施要綱の一部改正、「入会及び退会に規程」及び「後見人候補者等名簿搭載・登載更新申請等に関する附録様式取扱要領」に定める附録様式の一部改正（平成17年9月29日第3回理事会決定）。

### 第3 各事業に関する報告

#### 1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

(1) 個人情報保護法に対応した業務報告書の様式・添付書類の検討

平成17年4月1日より個人情報保護法が施行され、昨年の通常総会直前に、『会員の当法人に対する業務報告書の提出』が個人情報保護法第23条に規定されている『第三者提供』に該当するとの見解（判断）が出されたため、平成17年6月6日付リーガルサポート発第133号で、「個人情報保護法施行に伴う業務報告書の取扱について（お願い）」により、支

部に対し当面の業務報告書に関する取り扱いを通知した後、以下の対応をした。

① 法定後見業務に関する新様式の作成及び運用の実施

ア. 新様式の業務報告書が作成できるまでの間、当面報告書の提出を中断することを決定した。

イ. 通常総会（6月18日）で新様式の業務報告書（案）たたき台を提示し、さらに支部および支部執務管理担当者会議での意見等を聴取し、平成17年9月14日付リーガルサポート発第327号「個人情報保護法施行に伴う業務報告書新様式（法定後見）について（ご通知）」により、法定後見業務に関する業務報告書（新様式）の使用を開始した。報告書や不動産・預貯金通帳等の財産目録の内容から被後見人等本人並びに親族・関係者の個人の特定につながる記載を廃止するとともに、添付書類に関しても登記事項証明書・領収書・現金預貯金出納表の提出を廃止した。

ウ. 旧様式における関連概要書、年次報告書、相談等受任概要報告書は廃止した。

エ. 旧様式から新様式への切り替えたことによる本部への報告書の提出数（法定後見）は1,752件であった。

② 任意後見業務に関する報告書の取扱いの決定及び新様式（案）の検討

ア. 契約書に当法人に対する報告条項がある場合や、報告条項がないが本人から第三者提供に関する同意の意思確認が得られた場合は、従来どおりの報告書を提出することを決定した（現在も継続中である）。

イ. 本人に対する第三者提供に関する同意の意思確認に関する姿勢・考え方を平成18年2月3日付リーガルサポート指導監督部発第4号により通知した。

ウ. 第三者提供に関する同意が得られていることを前提とし、また法定後見と形式を統一した新様式（案）の内容を検討した。

③ 後見人等の基本的事務・倫理並びに業務報告書に関する研修会の開催

平成17年度においては、倫理・利益相反事例の説明をまじえて、法定後見人等の基本的立場や財産管理における財産の利用・改良・運用・処分に関する事務遂行方法や業務報告書の作成・提出に関する研修会を7支部において開催した。

④ 執務管理事務の支部に対する一部委譲の実施運用方法の検討

執務管理体制や後見事務等報告書調査票の使用・運用状況を調査・確認し、平成17年4月に秋田・大阪・福岡の3支部に対する『業務報告書の保管委託と執務管理事務の一部委譲』を承認した。しかし、個人情報保護法の施行に伴い法定後見業務に関する業務報告書の提出が中断されたため、執務管理事務の支部に対する一部委譲を実施するに至らなかったが、実施運用方法の検討を開始した。

⑤ 支部に対する執務管理事務における支援

会員から提出される法定後見（新様式）の業務報告書において、事務遂行で予想される重要事項や問題点があり、また会員から相談や支援の要請がありその対応が支部だけでは困難な場合には、本部執務管理委員会で協議等を行い対応した。

⑥ 紙ベースによる業務報告書の保管のあり方

本部における業務報告書の保管場所が不足しているため、紙ベースによる業務報告書（これまでに本部まで提出されたものを含む。）については、電磁的記録による保管（PDF）することにした。平成17年度においては、PDF化作業を円滑・適正に進めるためのファイリングシステムの検討を主に行い、具体的なPDF化作業は次年度に継続した。

⑦ 電子情報による業務報告を行うための基盤整備事業の実施

後見ソフトの普及をはかり、さらに、インターネットを利用した業務報告システムを構築することを事業計画に掲げた。しかし、昨年4月に個人情報保護法が施行されたことに伴い、業務報告のあり方が大きく変化した。これに伴い、当初の事業計画を遂行することは困難になり、インターネットを利用した業務報告システムの構築事業を中止し、後見ソフト利用のためのサポート事業のみを行った。

⑧ 紛議調査委員会

平成17年度に付託された案件はなく、本委員会の開催はなかった。

(2) 法人後見、法人後見監督への対応

平成17年度は前年度に引き続き、社会福祉協議会をはじめ様々な団体で成年後見制度を担うための法人の設立、設立準備が行われ、法人後見への多方面からの関心、期待がさらに高まった。他の専門職等による中間法人、NPO法人、営業強化のためと思われる株式会社等が、任意後見契約・任意代理契約における法人のメリットを主張して多数設立されるようになった。

当法人に関しては、法定後見は引き続き困難案件を中心に受託は広がったものの、法人の組織が大きいことにより意思決定に時間がかかるなど弊害の指摘がされ、その改善の検討に入った。また、家庭裁判所から親族後見人の監督人への就任要請がきたが、その詳細等を含め検討中である。任意後見については、法人による任意後見が広がりを見せる中、適切な任意後見制度を発展させるべく、プロジェクトチームを組織し、任意後見ハンドブックの作成を行い、ほぼ完成させた。各支部においても任意後見契約の増加が見られた。

① 本部組織の確立の推進

ア. 地区別担当制の徹底、メール会議の浸透により承認申請に対するレスポンスを高めると同時に決済期間の短縮を図った。

イ. 監督指導体制を適宜、適切に行うために、プロジェクトチームによる課題への取組を推進した。(監督・任意後見プロジェクト等)

ウ. 後見事務の適正な遂行を図るために、事案によって、本部委員が担当支部や現地に直接赴き対応した。

② 支部組織の確立の推進

法人法定後見ハンドブックの導入により、支部法人後見部等の必要性の理解が進んだ。未だ法人後見の支部体制・報告書の重要性を認識していない支部が散見されるので、平成18年度においては、全支部への浸透を図る必要がある。

③ 本部・支部の情報の共有

ア. 法人法定後見ハンドブックの理解促進により、本部・支部・担当者の役割を明確にするとともに、適切な後見業務を迅速に行える体制を目指した。しかし、今後、まだこのハンドブックの浸透をより図る必要がある。

イ. 必要に応じ、本部に支部担当者を招聘し、情報の共有・当該後見事務の本部・支部・担当者間の認識の一致を図った。

ウ. 法人任意後見マニュアルをほぼ完成させ、次年度初期には通達することができるようになった。

種別	受託事件件数	終了件数	継続件数
成年後見人	43	8	35
保佐人	11	0	11
補助人	1	1	0
任意後見監督人	36	14	22
成年後見監督人	80	42	38
保佐監督人	1	0	1
補助監督人	0	0	0
審判前の保全管理人	2	2	0
特別代理人	0	0	0
任意後見契約（未発効）	47	3	44
（業務遂行）	-	-	-
任意代理契約（未発効）	44	3	41
（業務遂行）	-	-	-
任意代理契約〔監督者〕	178	8	170

## (3) 研修等バックアップ体制の充実

## ① 研修教材の作成

「任意後見ハンドブック」については、17年度中に脱稿を終えたが、配布するまでにいたらなかった。18年度において配布させていただく。「法定後見ハンドブック」についても本年度の作成は未了となり、来年度事業とする（本書を心待ちにしておられた会員諸氏には、まことに申し訳なく、お詫びいたします）。

## ② 支部研修等に対するバックアップ事業

リーガルサポート入会促進を兼ねて、ガイダンスの講演をビデオ化し配布した。また、各支部で作成したビデオについても、講師の許可を得て配布した。

## ③ 日司連「特定分野研修」の企画

日司連において研修に関する見直しがなされたこととの関係からか、「特定分野研修」への参加要請がなかったため、17年度は企画しなかった。

## ④ 研修に関する規定等の見直し

研修に関する規定等については、ひとつおりの整備を終えたものの、規定間のバランスが悪く、見直しの方向性を検討した。

## (4) 成年後見制度の改善検討

① 「（法定）制度改善検討小委員会」では、平成16年度に続き、成年後見制度は、①制度利用を必要とする市民に利用しやすいものになっているか、②制度の運用において法の理念は活かされているか、③第三者後見人の執務上の問題は何かという視点から、法定後見制度における制度利用の現状を把握し、制度発展のためにどんな改善が必要かを検討した。そして、後見業務を行っている社員に対するアンケート調査を実施し、また、全国の支部や社員に対して意見照会を行い、法定後見業務に携わる実践者の立場からの意見を取りまとめた。平成17年10月1日、当法人の改善提言「成年後見制度改善に向けての提

言～法定後見業務に携わる執務現場から～」をまとめ、冊子やホームページ等を通して、法務省や家庭裁判所等をはじめ広く関係機関に配布・発信したところ、実践者の提言として反響があった。改善提言の内容は「法定後見ハンドブック改訂版」に掲載する予定である。

② 上記「法定後見制度改善提言」では、医療行為の同意権を成年後見人に付与すべきかどうかという問題について、今後医療関係者を含めた関係機関における十分な議論と、「医的侵襲行為」に対する他者決定に対する国民的議論が必要であると提言した。そのため、「医療行為の同意検討小委員会」を発足させ、この委員会において、今後の検討課題について論点整理を行なった。

③ 「任意後見制度改善提言小委員会」を発足させ、任意後見制度において、①「本人の自己決定権の尊重」という理念が活かされた利用がなされているのか、②任意後見人（任意後見受任者）の執務姿勢はどうあるべきか、③誰もが利用しやすい制度になっているか、という視点で、提言の具体的論点整理を行なった。また、日本司法書士会連合会と共同で、司法書士、公証人、金融機関に対するアンケートによる実態調査を行なった。

(5) インターネットホームページの充実

当法人インターネットに成年後見制度関連のQ&Aを追加するなどして、アクセスしやすいように努めた。

(6) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

会員に向けた制度関連情報や本法人の動向等の伝達をはかるため、Eメールによる『会員通信』を発行した。また、当法人に未加入の司法書士等に向け、月報司法書士を利用して当法人の活動状況を紹介した。詳細は、以下のとおりであるが、別紙〔8〕「マスコミ等対外広報概要（書籍・雑誌）」も参照願いたい。

① 『会員通信』の発行状況

平成 17 年 5 月 19 日号 テーマ「痴呆から認知症へ」

平成 17 年 6 月 24 日号 テーマ「社団法人成年後見センター・リーガルサポート第 6 回通常総会開催」

平成 17 年 9 月 21 日号 テーマ「第 1 回 日司連とリーガルサポートとの協議会 開催される」

平成 17 年 10 月 7 日号 テーマ「NHKハートフォーラム開催される 本邦初の後見落語」

平成 17 年 10 月 27 日号 テーマ「成年後見制度改善に向けての提言 発表される」  
「LS 初の入会ガイダンスが開催される」

平成 18 年 1 月 10 日号 テーマ「新年のご挨拶（社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長 大貫正男）」

平成 18 年 2 月 10 日号 テーマ「高齢者虐待防止法の施行そして地域包括支援センターへ（1）」

平成 18 年 2 月 17 日号 テーマ「高齢者虐待防止法の施行そして地域包括支援センターへ（2）」

平成 18 年 2 月 23 日号 テーマ「高齢者虐待防止法の施行そして地域包括支援センターへ（3）」

平成 18 年 3 月 22 日号 テーマ「第 8 回常任理事会経過録」

平成 18 年 3 月 28 日号 テーマ「平成 17 年度ブロック会議レポート～東北・関東  
福岡県司法書士会主催の業務研究会レポート」

② 月報『司法書士』への投稿

- 月報『司法書士』（H17. 4 月号） テーマ「成年後見制度をとりまく現在の状況について」  
投稿者 副理事長 前田 稔
- 月報『司法書士』（H17. 5 月号） テーマ「シンポジウム 成年後見と医療行為の同意 の開催」  
投稿者 札幌支部副支部長 松下真一
- 月報『司法書士』（H17. 6 月号） テーマ「NHKハートフォーラム リーガルサポ  
ートと共催が決定」  
投稿者 理事 高橋 弘
- 月報『司法書士』（H17. 7 月号） テーマ「高齢社会におけるホスピスと“町の法律  
家”の使命」  
投稿者 理事 尾崎 雄  
(日本医学ジャーナリスト協会)
- 月報『司法書士』（H17. 8 月号） テーマ「高齢者・障害者の虐待防止法案に対する  
提言」  
投稿者 副理事長 前田 稔
- 月報『司法書士』（H17. 9 月号） テーマ「業務審査委員を任期満了退任して」  
投稿者 兵庫支部 吉田 博
- 月報『司法書士』（H17. 10 月号） テーマ「成年後見への誘い 若人よ、我がリーガ  
ルへいざ来たれ」  
投稿者 高知支部支部長 吉本修治
- 月報『司法書士』（H17. 11 月号） テーマ「市町村における権利擁護と司法書士」  
投稿者 専務理事 松井秀樹
- 月報『司法書士』（H17. 12 月号） テーマ「各支部における設立 5 周年記念イベン  
トの紹介」  
投稿者 大阪支部副支部長 溝畑龍緒  
投稿者 埼玉支部 荻野照美  
投稿者 愛知支部 奥村倫子  
投稿者 東京支部 檜山雪子
- 月報『司法書士』（H18. 1 月号） テーマ「成年後見制度改善に向けての提言発表 法  
定後見業務に携わる執行現場から」  
投稿者 理事 藤江美保
- 月報『司法書士』（H18. 2 月号） テーマ「成年後見制度における適正な後見報酬の  
確立を目指して公益信託 成年後見助成  
基金の運営状況」  
投稿者 担当常任理事 杉山春雄

(7) 会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

事務局体制の充実をはかり、かつ、事務の効率化を促進するため、「事務執行規程」及び「事務局規程」等を改正したほか、労働条件や福利厚生に関する「職員就業規則」「職員賃金規程」「職員育児休業に関する規則」の改正を行った。また、事業規模の拡大に伴い、事務局が処理する事務量は増大し、特に膨大な保管文書の扱いが緊急の課題であることから、財政状況を踏まえつつ、文書をPDF化して電磁的記録により保管・保存するための周辺事務機器の設置等、環境整備に努めた。

② 本部支部間の連絡体制の強化

例年どおりブロック運営会議を開催し、本部と支部における現状と課題、問題点等について協議を行い、本部と支部ないしはブロックの役割、連携強化の必要性につき共通の認識が得られるよう努めた。

③ 賛助会員及び寄付金の募集

当法人の事業に賛同する者に呼びかけ、財政面を支援する賛助会員への入会を要請したところ、平成17年度中は、個人1名と2法人が賛助会員として入会した。また、財政基盤の強化を図るため、広く一般向けに寄付金募集の趣旨を広報し、恒常的に寄付金を募る方針は決定されたが、小冊子発行による広報等具体的な作業は、次年度事業として継続される。なお、日本財団から助成を受けて「遺言と成年後見制度普及事業」を実施したことは、前年と同様であった。

④ 定款・諸規則・諸規程の整備

当法人組織の整備・拡充のため、前述の「事務執行規程」「事務局規程」等を改正したほか、定率会費の納付時期に関する「会費及び入会金に関する規則」（本総会に提案）及び「会費等納付規程」の一部改正案を取りまとめた。また、平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行されたことに伴い、個人情報の取扱いに関する実態調査（アンケート調査）を実施した上、「個人情報保護運用マニュアル」（本資料「参考資料」中に掲載したので参照願いたい。）を策定し、本部及び各支部に配布した。

⑤ 各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿を管理し、かつ、後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行った。

⑥ 包括補償保険制度の検討

包括保障保険制度を構成する身元信用保険の「成年後見に関する特約条項」について検討を行った。この関連で、身元信用保険の対象となる「被保証人」の範囲を、成年後見人等・任意後人・成年後見監督人等・任意後見監督人・任意代理人・審判前の保全財産管理者・特別代理人に就任した名簿登載会員とすることはほぼ確認済みであるが、遺言執行者の扱いは引き続き検討することとなった。

⑦ 本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネット利用会計処理システムの新システムへの移行に関する検討を行い、完全導入されている支部については、中間決算時における書面報告の免除等の措置をとるなど、



平成18年度からの全支部における同システムの完全実施に向けた活動を行った。

⑧ 効果的財務体制の確立

公益事業を中心に各事業にかかる適正かつ効果的な予算支出を確保し、各支部における財務状況の把握と各支部と本部との統一的な会計処理システムの構築をはかり、その確立に努めた。

また、現在進められている公益法人制度改革の状況をみながら、公益性に裏づけされた強固な財務会計体制の確立のため、財務アクションプラン3年目の活動として、繰越金が過剰と思われる支部に対する個別ヒアリングを継続し、今後の本部支部双方の財務体質の改善のため、さまざまな角度から改善方法を検討した。

(8) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）から委任を受け、当法人総務部（事務局）が募集案内と助成金給付申請書の受付事務を行った。平成17年度（第5回募集）に応募があった助成金給付申請21件（司法書士16件、社会福祉士4件、その他1件）については、取下げ2件を除いた19件（16名）に対し、総額219万5,000円の助成金給付が決定された。

(9) 理事会

別紙〔17〕「理事会経過録」のとおり、計7回の理事会を開催した。

(10) 常任理事会

当法人ホームページ<<<http://www.legal-support.or.jp/>>>の正会員のページ掲載の「常任理事会経過録」のとおり、ほぼ1か月に1回の開催で計12回の常任理事会を開催した。

(11) 業務審査委員会

以下のとおり、計5回の業務審査委員会を開催した。会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非のほか、会員の行った後見執務に関する検証を行い、理事会等に対し適宜に意見を提出した。また、会員指導、執務支援のあり方、法人後見・法人後見監督の受託管理、苦情申立に対する対応等に関し協議し、必要に応じて助言等を行った。

平成17年5月13日 第1回業務審査委員会

平成17年7月22日 第1回業務審査委員会（新委員による第1回目の会議）

平成17年10月21日 第2回業務審査委員会

平成17年12月2日 第3回業務審査委員会

平成18年3月24日 第4回業務審査委員会

(12) 意思能力調査委員会準備室

① 法定後見の申立三類型の分類に関する研究

法定後見等開始審判の申立をする際に、本人が3類型のどれに該当するかの判断に悩むことがしばしばある。それはよるべき判断根拠がないことに起因していると思われる。そこで、当準備室では、法定後見等の申立類型を判断する資料として「法定後見申立類型判断ガイド」の素案を作成した。

② 任意後見契約能力に関する研究

任意後見契約締結時の能力判断について検討をし、地域福祉権利擁護事業の契約締結ガイドラインをベースに検討をする方向性を確認した。また、契約締結時の判断能力の研究は、任意後見契約の効力発生時の能力判断にも十分応用できるものと考えている。

③ 生活環境調査報告書アンケート結果の周知と利用促進

支部研修において、「生活環境調査報告書」及び①の法定後見申立三類型の分類に関する研修をさせていただいた。

#### ④ 準備室のあり方の検討

継続研究の目的が立つまで、現在の準備室の継続が望ましいとの結論を得た。

#### (13) 日本司法書士会連合会と協議会の開催

本年度より日本司法書士会連合会と定期的に協議会を開催し、会員の増員、各司法書士会への協力依頼、日本司法支援センターへの対応等に関し協議を行い、連携を深めた。

## 2. 成年後見制度の普及に関する事業

### (1) 全国一斉無料成年後見相談会

地域の実情に即した形式で実施された本相談会の相談件数は909件（昨年比87.9%）、昨年に比べ若干相談件数は減少しているが、相談内容については、相続・遺言に比べ成年後見に関するもの（任意後見・法定後見・成年後見制度の概要等）が増加している。これ等制度普及事業の全国展開に伴い成年後見制度が国民一般に次第に浸透し、定着してきていることが窺える。

実施詳細については、別紙〔10〕「平成17年度全国一斉無料成年後見相談会報告書」記載のとおりである。

### (2) 小冊子等の発行

『いつもあなたのそばに』、『成年後見物語パートⅠ』については、支部在庫分の有効活用を行うとともに在庫不足支部に対しては昨年同様に補充・補完措置を講じた。また、『成年後見物語パートⅡ』の増刷（7万部増刷）を行い、成年後見利用者等に対し配布し、成年後見制度の利用促進により一層務めたところである。さらに「遺言と成年後見制度の普及事業」として開催される講演会や相談会のテキストとしても活用し、受講者に対し配布し成年後見制度等の普及促進に資した。

当法人の会員増が平成17年度事業の重要課題として浮上したので、『リーガルサポート入会案内』を作成し、「入会ガイド」等で利用し、その目的達成に資した。

### (3) 書籍等の監修、企画等

① 『成年後見六法—2006版』については、平成17年度における介護保険法の改正、高齢者虐待防止法及び障害者自立支援法等の成立があり、これ等の関係条項等を本書に盛り込む必要が生じたために編集作業が大幅に遅れる不測の事態を生じた。平成18年6月頃の発行を目指して編集作業を継続中である。

② 『成年後見教室』の発行の件。

本年度は法律の専門家ではない福祉関係者や親族等にも理解しやすい実務書はどうあるべきかの検討に時間がかかり、本年度末に出版社に入稿はしたものの発行までいかなかった。

③ 『任意後見契約マニュアル』の編集について

任意後見人となる者について、法定後見人同様に親族や友人による受任が多く見受けられ、司法書士、弁護士、社会福祉士などの専門家も、その親族等の後見人に対する支援者としての役割を期待される部分が増えてきている。

当法人としても、親族等の後見人が適正な任意後見業務を行うように、また、多くの専門家が親族等の任意後見人を支援することのできるように、市販の書籍を通じて本書の編集に着手することとした。

④ 一般向け成年後見制度解説の図書として『ガイドブック成年後見制度』を、当法人が監修のうえ法学書院より出版した。

⑤ 『市民後見人養成講座テキスト』の監修

高齢社会NGO連携協議会が「独立行政法人 福祉医療機構(高齢者・障害者福祉基金)」の助成によって実施する「市民後見人養成講座」のテキスト及び資料集について監修した。

(4) 「成年後見と遺言」説明会(出前講座含む)の開催

本年も日本財団の助成を得て、全国各地において、「遺言と成年後見制度」の普及及びその利用促進に関する広報活動として無料の講演会、出前形式の説明会を行った。この説明会は、各支部の活動によるところが大きく、支部の積極的な広報活動により多くの市民の参加を得ることができ、また、説明会を開催するにあたっては、支部と地域の各市区町村、社会福祉協議会および関係福祉団体との連携が不可欠であり、これが支部と関係機関とのネットワーク作りにも大いに役立つ結果となっている。

なお、各支部における説明会開催状況は、別紙〔13〕「遺言と成年後見制度に関する説明会報告書」記載のとおりである。

(5) 成年後見制度普及フォーラムの実施

平成17年8月27日、群馬県前橋市の群馬県社会福祉総合センターにおいて「老いても自分らしくあるために ～成年後見とは～」をテーマとするNHKハートフォーラムを開催した。リーガルサポート群馬支部の全面協力のもと、社会福祉法人NHK厚生文化事業団、NHK前橋放送局、リーガルサポートの共催により、第1部では、群馬司法書士会、群馬弁護士会、群馬県社会福祉士会による成年後見無料相談会を行い、第2部は後見落語、第3部では、コーディネーターに元NHK解説委員で福祉ジャーナリストの村田幸子氏、助言者に筑波大学教授・筑波大学法科大学院院長で日本成年後見法学会理事長の新井誠氏を迎え、群馬弁護士会高齢者・障害者支援センター副委員長の弁護士市場和政氏、群馬県社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ副センター長の社会福祉士大島一英氏、当法人から常任理事の清水敏晶をパネリストとして、「成年後見活用術」をテーマにパネルディスカッションを行った。

(6) 司法過疎地(離島等)における成年後見普及事業

成年後見制度を利用したくても地理的条件等の問題で活用が難しい離島等において、制度利用を促進するためにはどのような問題点(経済的、精神的、物理的、人的等)があり、どう対処すべきなのかを探るため、各離島にて相談活動等を実施している団体に接し、状況の把握に努めた。

### 3. 社会的インフラの整備に関する事業

(1) 成年後見人養成講座の開催

① 本講座は、従来一般人向けと専門家向けの2本立ての構想であったが、親族後見人への後見事務のノウハウ提供の必要性が高く、本年度からは一般人向け、特に、親族後見人候補者ないし親族後見人を中心とした講座に絞りを展開した。支部における一般向け成年

後見人養成講座の開催状況は、別紙〔12〕「一般向け成年後見人養成講座開催報告書」記載のとおりである。

- ② 一般人向け成年後見人養成講座用の全国共通テキストを、講座を開催する支部の求めに応じて、必要部数を提供した。なお、当法人の財政事情に鑑み、養成講座テキストの改訂及び養成講座開催マニュアルの作成にはいたらなかった。

#### (2) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

当法人設立後6年で醸成された各機関、団体との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、成年後見制度の普及、そして会員の執務環境が改善整備されるよう努めた。

中でも、全国社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業運営検討委員会、各地の家庭裁判所委員会委員、信託銀行設立の研究財団であるトラスト60、認知症高齢者の権利擁護に関する医学・法学研究会、(財)公益法人協会の評議員及び法制対策委員会、厚生労働省が日本成年後見法学会へ委嘱した「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」への委員の派遣、日本成年後見法学会との交流、日本社会福祉士会「成年後見人養成研修」への講師派遣・教材作成、高齢社会NGO連携協議会が行った「市民後見人養成講座」への講師派遣協力・教材テキストの監修、全国市町村アカデミーへの講師派遣、有限責任中間法人多摩南部成年後見センターへの委員派遣、などを行った。

また、東京都が「成年後見活用あんしん生活創造事業」の一環として、全国に先駆けて行った市民後見人（東京都では、社会貢献型後見人と呼んでいる）を養成するための後見人等養成事業に対しては、検討ワーキングの段階から委員を派遣し、さらに養成講座受講者の面接試験のための試験官、及び、養成講習における講師の派遣をも行い、全面的に協力した。

### 4. 後見人の執務のあり方に関する事業

#### (1) 日本成年後見法学会の活動支援

当法人は、日本成年後見法学会に対し以下の支援を行った。

- ① 市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会、高次脳機能障害に関する研究会、制度改正研究委員会等への参画
- ② 認知症の人の医療決定に関するシンポジウム、「任意後見の役割と倫理」のシンポジウム、「高次脳機能障害と成年後見制度の活用」のシンポジウム、「悪徳商法から身を守るために～補助制度の活用」のシンポジウム等への支援
- ③ 第2回学術大会開催、第3回学術大会開催準備等への支援

#### (2) 「実践成年後見」誌の企画協力等

本誌の企画を通じて、後見事務等にかかわる実務上の問題点についての研究、情報交換、関係者相互の幅広いネットワークの構築を目指すとともに、多角的な幅広い意見・知識を本誌に反映させて、実務関係者に有益かつ最高レベルの情報提供を行うことができるような雑誌作りに協力する新体制を確立した。

バックナンバーの売切れがつづく現状に鑑み、将来の需要に応えるための編集体制を発足させた。具体的には、司法書士、弁護士、公証人、社会福祉士、学者からなる新編集委員会（編集ボード）を組織し、14号（2005年7月刊）より、専門家相互の叢智を結集できる共同編集の実現を図り、紙面のリニューアルを実施した。

当委員会の「実践 成年後見」編集委員会は、「実践 成年後見」企画委員会と名称を変更し、誌面の企画全般を担当することとなった。

(3) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

各支部の働きかけにより、単位会やブロックでの研修に「成年後見」に関する科目が充実してきた1年であった。本部からも、日本司法書士会連合会に対して、成年後見制度の普及とそれに対する協力を申し入れ、かつ、中央新人研修やブロック研修においても成年後見研修が講義課目となるよう要望した。

外部の研修に関しては、法務省社会復帰調整官研修における講師派遣依頼、社会福祉士会の「ばあとなあ」研修での問題作成と添削依頼、高齢社会NGO連携協議会の市民後見人養成講座のテキスト作成依頼など、後見業務におけるリーガルサポートの位置付けが確固たるものになっていることが確認された。なお、市民後見人養成講座の講師については、各主催団体からリーガルサポート支部に要請があったと報告を受けている。